

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) の運用について

平成26年10月8日
原子力規制委員会

1. 基本的考え方

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリング(固定型のモニタリングポスト等)の実測値等に基づくこととしており、この方針に従い、現在、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図っているところである。

放射性物質の放出が収まり沈着した段階以降において、防護措置以外の判断を行う場面等では、今後も、活用目的、活用するタイミング等を明確にした上で、SPEEDIから得られる情報を参考とする可能性があると考えている。しかしながら、原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない。

これは、福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いほどの程度の放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるものである。

2. 今後の対応

今後は、この基本的考え方に基づいて、防災基本計画、原子力災害対策指針、原子力災害対策マニュアル等の記載内容の必要な修正を行っていく。

また、今後、関係道府県等で実施される原子力防災訓練や、避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断においては、この基本的考え方に基づいてご対応いただくこととなること等から、関係道府県等の関係機関等に対しては、原子力規制委員会として、この基本的考え方を、今後も様々な機会を活用して周知する。併せて、防護措置の判断以外の場合等における参考情報としての活用方法については、緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料に追記する等により周知する。

なお、平成27年度からは、職員を24時間365日常駐させることはせず、関連予算を削減することとしているが、仮に緊急時において、一定の期間、SPEEDIを参考情報として活用する必要がある場合には、契約変更等の措置により、その期間のみ、夜間・土日においても継続できるよう人員を配置する予定であり、SPEEDIを活用できる体制は維持できる見込みである。